

定期試験・到達度確認等における不正行為に関する措置についての内規

平成30年2月5日制定

令和3年11月17日改正

本学部在籍学生の授業科目の定期試験・到達度確認及びそれに代わるレポート試験における不正行為に関し、不正事実の確認とその措置について次のとおり定める。

第1条 不正行為の事実確認は、授業担当者が行う。

第2条 不正行為の事実確認に基づき、教務委員は当該学生と面談を行い、不正行為を認定する。

第3条 不正行為が認定された場合、教授会は以下の措置をとるものとする。

- (1) 不正を行った学生に反省文を提出させる。
- (2) 当該学期に履修した授業科目（セメスター科目、クォーター科目）の成績を全て無効とする。
- (3) 全学共通授業科目の不正行為については、国際教養教育院の申合せを適用することができる。

第4条 意図的で計画的な不正行為を企てる等、悪質と認められた場合には、追加で以下の措置をとることがある。

- (1) 研究指導を除く、次学期の成績をすべて無効とする。（休学をした場合には復学後の半期に本措置をとる。）
- (2) 保護者等に対し不正行為の事実とその措置について文書で通告する。
- (3) 特に悪質と認められた場合には、神戸大学学生懲戒規則による懲戒処分（訓告、停学又は懲戒退学）の手続きに付する。

附 則

1 この内規は、平成30年4月1日から施行する。

2 平成28年12月14日制定の定期試験、定期試験に代わるレポートの不正行為に関する措置についての内規は、これを廃止する。

附 則

この内規は、令和3年11月17日から施行する。